

① 心豊かな市民生活

3

# 福祉

高度経済成長期以後、一貫して進んだ少産・少死の傾向や医療の発達などから、わが国は世界でもまれにみる長寿国となり、

高齢化社会への対応が緊急の課題となってきた。また女性の職場進出、障害者問題の顕在化などにもみられるように、福祉をとりまく環境も大きく変わってきており、福祉はこれまでの限られた一部の人の人に対するものから、全市民にかかわるものへと広がりをみせ、そのニーズもさまざまな形となってあらわれてきた。

このような状況を背景に、従来からの福祉に対する考え方の転換が求められるようになってきた。たとえば、①弱者対象の福祉から全市民的福祉へ、②施設中心の福祉

から地域に基盤をおいた福祉へ、③受身の福祉から参加する福祉への転換である。その底流にあるものは、すべての人びとの人間としての尊厳が守られ、人間らしい生き方が社会的に保障されるという、福祉社会を実現するための普遍的な理念である。

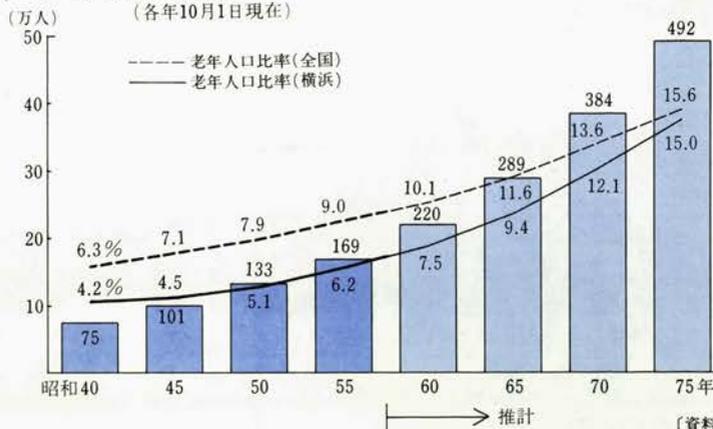
このような考え方にたつと、福祉ニーズの解決にあたって、行政は決して万能ではない。その基礎的な部分を行政が担うことはもちろんであるが、住民の理解と参加を促す意識の変革などを含めて地域を主体とした福祉が課題となってくる。

## 老人

### ■高齢化社会への対応

わが国の人口構成の高齢化は、今後急速に進行すると予想されているが、横浜の場合には、それよりもさらに速く進むと予測されている(図-1)。そのような高齢化社会に対応するためには、老人にかかわる問題を単に老人自身の問題としてとらえるのではなく、若年層・中年層を含めた全市民

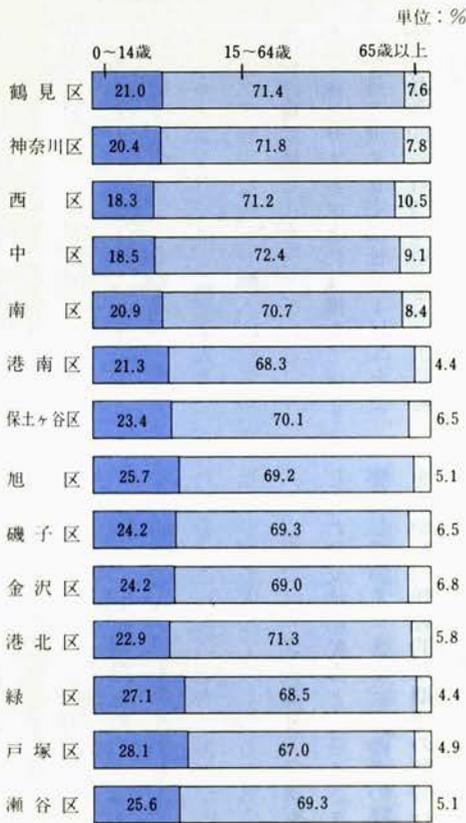
図-1 老年人口の推移  
(各年10月1日現在)



的合意のうえで考えていくべきであろう。また、高齢化社会に即した福祉施策の推進にあたっては、施設の整備や年金制度の改善などとともに、費用負担のあり方などについても検討が必要となってくる。さらに、個々の福祉施策の充実だけでなく、保健・

〔資料〕民生局

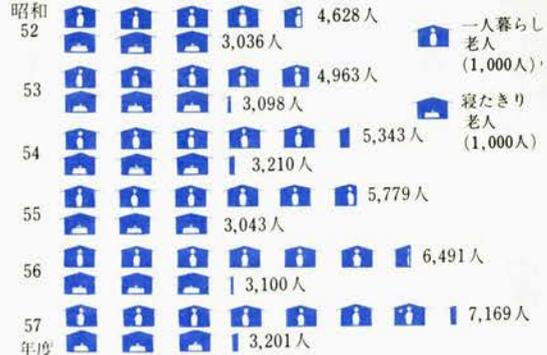
図-3 区別年齢3区分人口構成比 (55年10月1日)



(年齢不詳を除く)

[資料] 国勢調査

図-2 寝たきり老人、一人暮らし老人の年度別推移



一人暮らし老人は(毎年11月1日現在)恩恵金支給人数  
寝たきり老人は(毎年9月15日現在)家庭援護金支給人数

[資料] 民生局

医療・住宅・教育・社会参加など、広い視野から総合的な枠組みを用意する必要がある。五八年二月に施行された老人保健法の主旨も、その一つといえよう。壮年期からの総合的な保健医療対策を進めたいと、老後の健康を確保する、また今後増大する老人の医療費を国民全員で公平に負担するとともに、老人自身にも一部負担金を導入することなどで、今後の課題に備えていこうとするのがそのねらいである。

横浜市としても、健康福祉対策を進めていくうえで、単に老人福祉法にもとづく諸施策だけでなく、この法律とあわせ、多様

化する市民要望などをふまえ、今後も長期的な展望のもとに積極的な施策を展開していく必要がある。

■施設整備と在宅サービス

横浜市では、援護を必要とする老人(ねたきり老人など)のために、家庭奉仕員派遣制度をはじめとして、各種の在宅福祉サービスをを行っている。また、これとあわせて老人ホームの整備を進めてきた。

最近では、要援護老人のように社会的に援護を必要とする老人であっても、家族とともに生活する場(居宅または地域)で、援助やサービスを受けることが望ましいという考え方がだいに一般化してきている。こうしたことから、地域や家庭における援護を充実させていくことが必要となる。

一方、老人ホームの入所者数をみてみると、五六年度は二二三七人で、四八年度と比べ約一・八倍となっている。とくに特別養護老人ホームの入所者数は、約四倍となっている。現在、市内にある老人ホーム数は二二施設で、定員は一八九五人である。

図-4 心身障害者施設の種別一覧



〔資料〕民生局

このうち、特別養護老人ホームは一一施設で、定員は八九〇人である。高齢化が進行するなかで、要援護老人が激増するであろうことを考えると、今後も老人ホームなどの施設の整備は重要となってくる。また、これら老人ホームなどでは、在宅老人のために、デイケアサービス、一時入所、入浴援護、機能回復訓練などを行っている。今後も、在宅福祉サービスとの連携を考慮して施設の整備を進め在宅福祉サービスをより体系的、計画的に行っていくことが高齢化社会へ向けての今後の課題といえよう。

■社会参加の促進も  
今後、多様な経験と能力をもち、健康で意欲的な老人が、ますますふえてくると思われる。これらの老人の生きがいを高め、社会参加を促していくことも重要な課題である。市では、老人福祉大学講座や老人のしあわせ交流活動など、さまざまな施策を実施している。また、高齢者の経験と能力を生かし、比較的短期間の勤労行為を通して社会参加を促進するため、五五年一〇月

に、財団法人横浜市シルバー人材センターを設立した。会員の登録、仕事の開拓・受注、会員への仕事の発注などの業務を行っている。会員数は、五七年一二月で一九〇八人である。今後、会員数をふやすなど事業の拡大を図ることにしている。

地域の老人が教養を高める機会をふやし、趣味や娯楽など自由な活動を通じて社会参加を行っていくよう、市では老人福祉センターを建設してきた。現在、市内には九館あり利用者は年間六五万人に達している。

このほかにも、老人にかかわる多様な施策を行っている。高齢化社会へ向けての準備期間といわれる二〇世紀のうちに、長期的、総合的な施策を体系化することが求められている。

## 心身障害者

### ふえる身体障害者

市内には何人ぐらいの心身障害者がいるのだろうか。その正確な数を把握するのは

表-1 市内の主な心身障害者団体

名 称	住 所
横浜市身体障害者福祉団体連絡協議会	中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内
横浜市傷痍軍人会	中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内
横浜市精神薄弱者育成会連合会	神奈川区二ッ谷町9-5
横浜市肢体不自由児父母の会連合会	南区新川町1-1
進行性筋萎縮症・ジストロフィー協会	戸塚区小菅ヶ谷住宅2-310
横浜市重症心身障害児(者)を守る会	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町176
横浜市言語障害児をもつ親の会	神奈川区六角橋5-24-14
子どもたちの未来をひらく父母の会	神奈川区西神奈川2-35 小児療育相談センター内
横浜市自閉症児親の会	港北区綱島西1-24-4
横二分春椎症父母の会	神奈川区神大寺町828-3 横浜ハイタウン1-414
全国心臓病の子どもを守る会横浜支部	鶴見区下末吉5-24-12
視覚障害児(者)をもつ親の会	鶴見区下野谷町4-172
横浜市聴覚障害児(者)親の会	港北区菊名6-13-20 第3和田荘
横浜市障害児を守る連絡協議会	戸塚区中田町3377-7

(資料) 民生局

むずかしいが、身体障害者については手帳制度がかなりゆきわたっているため、その交付数でおおよその数はつかめる。五七年四月一日現在、この手帳をもっている人は三万九〇〇〇人強で、この四年間に約八七〇〇人、二八・五%ふえている。

一方、精神薄弱者についても療育手帳の制度があり、五七年四月一日現在、一五五〇人が手帳を受けている。しかし、この数字が精神薄弱者の数とはいいたくない。そこで、厚生省が公表している推定出現率で計算すると、約八四〇〇人ほどと見込まれる。したがって市内の心身障害者は、約四万七四〇〇人と推計される。

### ■早期療育と社会参加に力点

これら心身にハンディキャップのある人たちは、社会生活の各分野でさまざまな困難に直面している。それは、心身の障害による不自由さのためもあるが、社会環境の未整備によるところも大きい。

しかし、適切な方法で治療や訓練を受けることによって、機能の回復や生活能力の向上を図ることができ、社会経済活動に参

加することも可能となる。障害者福祉は、このようなりハビリテーションを行うとともに、市民の理解、協力を支えられて、障害者の生活の安定と向上を図ろうとするものである。

福祉施設に入所している障害者は、児童・成人あわせて約一九五〇人おり、五年前に比べ二八%ほどふえている。児童については五四年四月にスタートした養護学校教育の義務制などもあって入所者は五年前に比べ八%減少しているものの、成人は四三%も増加している。

障害をできるだけ軽度にとどめ、克服していくためには、早期に障害を発見し、治療・訓練へと結びつけていくことが重要である。このため市では、通園施設などを整備してきたが、さらにこれらの中核的施設としてリハビリテーションセンターの建設計画を進めており、障害の発見から相談・指導・治療・訓練・社会復帰にいたるまでの一貫した体系を整備するために早期建設が期待されている。また、こうした中核的施設とともに、市内一〇か所に地域総合通園施設を整備していくことにしている。地域における障害児の相談・療育・サービス

の拠点となるもので、このなかで既存の児童の障害別施設を転換していく考えである。

障害者が地域住民とふれあいながら暮らしていくことも、極めて重要である。このような考えにたつて、在宅障害者や家族、地域住民も利用できる社会化モデル施設として、松風学園の建設を五五年度から進めてきた。また、できるだけ家庭の近くで生活訓練や集団指導が受けられるよう、障害児の親の会などが自主的に行う地域訓練会・障害者地域作業所への助成を実施している。五五年度からスタートした「障害者地域活動ホーム」は、これら訓練会や地域作業所の活動拠点として、また地域住民との交流の場として建設しているものである。五七年一月現在、六か所完成、活発な活動を展開しているが、将来は三〇か所にふやす予定である。

■障害者の雇用促進

義務教育を終えた障害者にとっての切実な問題は、生活の自立である。とりわけ、障害者は働く場を求めている。

五一年に身体障害者雇用促進法が改正され、官公庁や民間企業での障害者の雇用が義務づけられたが、とくに民間企業の雇用状況が思わしくない。神奈川県がまとめた五七年六月一日現在の県内の雇用状況は、民間企業六二一人、官公庁一四二五人となつてゐる。障害者一人以上の雇用を義務づけられている民間企業一四〇八か所のうち、法定雇用率を達成した企業は六〇%(表一・二)。その割合は次第に高まってきてゐるとはいえ、まだ不十分である。

障害者の「参加と平等」を実現していくには、職業的自立が基本となる。「この仕事・設備にあう障害者」から「この障害

表一 2 民間企業の規模別身体障害者雇用状況 (昭和57.6.1現在)

企業規模	項目	企業数	身体障害者雇用率(%)	未達成企業の割合(%)
神奈川県	67人～99人	249	2.27	26.5
	100人～299人	799	1.66	33.5
	300人～499人	158	1.18	54.4
	500人～999人	125	1.02	70.4
	1,000人～	77	1.23	71.4
	計	1,408	1.35	40.0
全国	67人～99人	9,151	1.78	38.4
	100人～299人	20,189	1.46	42.3
	300人～499人	3,783	1.22	57.1
	500人～999人	2,508	1.10	65.5
	1,000人～	1,895	1.05	78.6
	計	37,526	1.22	46.2

[資料] 労働省・神奈川県

者にあう仕事の開発を」へと企業に発想の転換を求めていく必要がある。

市では、このような障害者をはじめ、中高年齢者などを対象に、職能開発総合センターを建設した。五七年四月にオープンしたこのセンターでは、①能力開発を目的とした職業訓練、②就職のための進路相談、指導などの就業援助、③授産施設、内職グループなどに対する作業提供のための共同受注——の三つの柱からなる事業を展開している。

生活保護

人口一〇〇〇人に対する生活保護受給者の割合を保護率というが、横浜の場合、九・四となつてゐる(五七年四月末)。一〇大都市との比較で見ると、北九州の四五・六を最高に、ほとんどの市が一〇～二〇台であり、横浜は広島、名古屋について低い保護率である。

■ふえる保護受給者

とはいえ、引き続く不況が、横浜で暮ら

表-3 生活保護開始理由の推移

単位：件数

理由 年度	傷病	収入 減	失業	計中 生者 死	離別・ 失踪	老齢	その他	合計
52	5,714	185	115	44	471	316	159	7,004
53	5,087	180	94	72	579	350	136	6,498
54	5,008	137	70	67	502	285	122	6,191
55	5,382	162	69	50	612	338	110	6,723
56	5,919	209	110	66	642	384	124	7,454

〔資料〕民生局

している生活基盤の弱い病弱者・老人・母子世帯などに、大きな影を落としていることは、間違いないであろう。この二年ほど前から、保護受給者がふえてきていることから、そのことがうかがえる。

横浜の保護受給者は五五年四月末では二万四四八九人であったが、五六年には二万五三〇二人（前年比三・三％増）、五七年には二万六二九二人（前年比三・九％増）と増加した。四七年の保護受給者数を一〇〇とすると、五七年は約一七〇にもなる。

## 保育

### ■保育所建設、新たな局面に

では、保護を受けるようになったのは、どのような理由からであろうか。五六年四月から五七年三月までの一年間をみると、「世帯や家族の傷病によるもの」が約八割を占め、「生計中心者の離別・失踪（しっそつ）によるもの」、「老齢によるもの」が、それに続いている。四年前と比べ、離別・失踪によるものが三六％、老齢によるものが二一％それぞれ増加しているのが、めだっている（表-3）。

市内の保育所は公私立あわせて二二四カ所、定員は二万六二人（五七年四月一日）。このうち、市立保育所は一七カ所で定員八九二五人である。五年前に比べ三七カ所、三三三〇人ふえたことになる。市民の強い要望にこたえ、多い年には年一〇か所というペースで保育所を整備してきたからであるが、五七年度には初めて保育所入所申込者数が定員を下回るという状況が生じた。

表-4 保育所定員数・入所申請数などの推移

年度	就学前児童数 (毎年度5月1日現在)	保育所定員数 (年度当初)	入所申請数 (年度当初)
50	306,482	12,696	15,573
51	301,871	13,756	17,301
52	292,047	15,021	18,461
53	279,885	16,240	19,689
54	268,191	17,656	19,755
55	253,451	18,716	20,031
56	239,041	19,601	20,499
57	230,445	20,062	19,450

〔資料〕民生局

これは保育所整備が進んだことと、就学前児童数の減少を反映したものと思われる（表-4）。保育所建設は新たな局面を迎えたといえよう。

このため市では、今後の保育所建設にあたっては、大規模な開発が進む地域を中心に整備するとともに、老朽化した保育所の改築を行い、低年齢児定員の拡大・障害児保育の推進など、内容の充実に力を入れることにしている。

今後、保育を必要とする児童の推移を見極めながら、保育所の整備だけでなく、育児休業制度など他の諸施策との整合ある対応が求められている。

## 地域福祉

### ■「福祉の風土づくり」を推進

市民は、自分が生まれ、育ち、生活する地域社会のなかでだれもが人間らしく生きていくことを願っている。このような福祉社会を実現していくために、児童・心身障害者・老人などを対象とした多くの福祉施策や福祉施設が有効に活用され、また、市民のなかにやさしさや思いやりの心が広がることを願い、四九年度から市民との協同により「福祉の風土づくり事業」を進めている。福祉の研究普及校の指定・福祉モニター活動・さまざまな広報活動などを展開するとともに、五六年度からは青少年福祉モニター活動を加え、地域へのより一層の定着化に努めている。

さらに、五二年度からは、老人・障害者・妊婦などのハンディキャップのある人も暮らしやすい街づくりを「福祉の都市環境づくり推進指針」に基づいて進めている。公共施設はもとより、デパート、スーパー、

銀行など、多くの市民が利用する施設のスロープの取り付け、障害者用トイレの設置、盲人用誘導ブロックの敷設、歩道の段差切り下げなどを行っている。

また、市民の福祉活動の拠点である社会福祉センター（桜木町駅前）の健康福祉総合センター内では、ボランティアの研修・養成・各種の交流活動が展開されている。

このように、市と市民が協同してつくり出そうとしている、福祉の基盤が確立し、豊かな福祉の風土のうえにある社会とは……。

象徴的なエピソードを一つ紹介したい。

### ■「私達の本当の船出」

「いま、この船は障害者も健常者もいない、一つの国のようなんです。でも、この船が横浜に着いたら、この船をおりたらどうなるんだろう。」そして「船をおりた時から私達の本当の船出が始まるのではないのでしょうか。これは、「沖繩への交流の船旅」に参加した、ある障害者の言葉である。

交流の船旅——障害者の完全参加と平等をめざして、国際障害者年（五六年）の行

事が横浜で繰り広げられたが、この船旅は、二〇〇にも及ぶ行事の一つである。「太平洋で歌おう」と銘打って行われたこの七日間の船旅には、一三二人の障害者を中心に、介助者、一般参加者など計二四〇人が乗り込んだ。障害者用の特別設備はもちろんない。健常者でも使いにくい寝室、トイレ、狭い廊下に階段……。しかも天候が悪く、ほとんどの人が船酔いにかかるという状況のなかで、参加者全員がともに手をさしのべ、苦しみを分かちあつた。「一つの国のようなんです」というある障害者の言葉が、そのことを如実に物語っている。

しかし一方で、「船をおりた時から私達の本当の船出が始まる」という言葉が何を意味するか、多言を要しないであろう。ハンディキャップのある人たちが日常、社会のなかで人間として当然の生活が求められるような風土、つまり福祉の基盤の確立が求められているのである。

福祉社会の実現は全市民的課題である。今後、さらに福祉ニーズの増大が予想されるなかで、市民と行政の役割分担や協力の必要性が、ますます高まってくるであろう。